SANYO

空間清浄システム
VW-VF10B

取扱説明書

このたびは空間清浄システムをお買い上げいただき、まことにありがとうございました。
ご使用前に、この取扱説明書をよくお読みいただき、正しくお使いください。
特に「安全のため必ずお守りください」は必ずお読みください。
お読みになったあとは、いつでも取り出せるところに保証書とともに大切に保管してください。

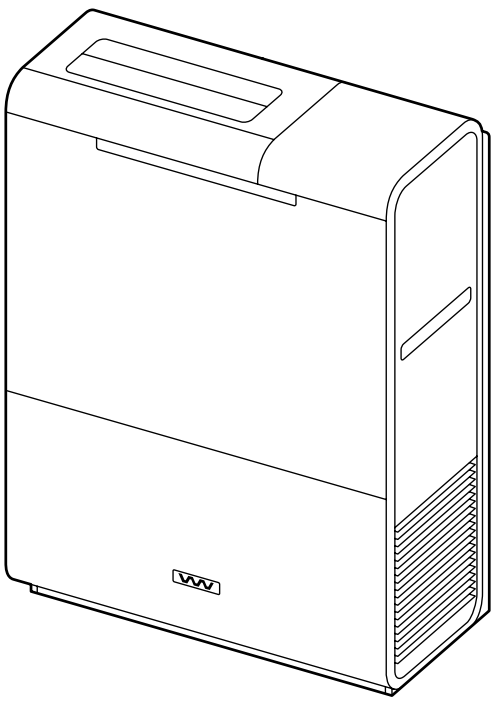

もくじ

安全のため必ずお守りください ……1
特長 ……3
各部のなまえとはたらき ……3
使う前の準備 ……5
ご使用上の注意点 ……7
使いかた ……8
『排水・食塩投入』のしかた……9
水抜き／乾燥の手順……11
故障かな？と思ったら ……12
お手入れのしかた……12
保管 ……13
消耗部品の交換……14
保証とアフターサービスについて ……15
仕様 ……16
水質地域一覧……17

ご使用上の注意

1.本製品は空間清浄システムであり、薬事法で定める医療機器ではありません。空気中に浮遊するウイルスを抑制する機能はありますが、ウイルスによる感染を防止したり治療するものではありません。

2.ウイルスの抑制・除菌・脱臭の効果を持続させるためには、定期的なメンテナンス、部品交換が必要です。当社のサービスエンジニアによる定期的なメンテナンスを必ずお受けください。メンテナンス契約（有料）のご相談については、お買上げ販売店、またはお客様ご相談窓口（下記フリーダイヤル）へお願いいたします。
※すでにご購入・ご使用のお客様で、定期的なメンテナンスをお受けになっていない方も、メンテナンス契約について、お買上げ販売店、またはお客様ご相談窓口（下記フリーダイヤル）にご相談ください。

3.本製品は、ご使用になる地域の水質およびご使用条件に合った電解条件設定が必要で、条件によっては定期的な食塩の投入も必要です。取扱説明書に「使う前の準備」と「水質地域一覧表」が記載されていますので、よくお読みいただき正しくお使いください。正しく使用されない場合、カビ、雑菌、悪臭が発生することがあります。
　尚、臭いや薬品等の負荷が高い場合は、電解水濃度を上げるため、電解条件設定や食塩投入の調整が必要となります。詳しくはお買上げ販売店、またはお客様ご相談窓口（下記フリーダイヤル）にご相談ください。
※負荷の高い物質の例：アンモニア、アルコール、タバコ、薬品などの臭気物質等
※負荷の高い場所の例：医療機関、老人保健施設、喫煙室、飲食店等

4.ご安心してお使いいただけるよう、試運転または初期点検を無料で実施いたします。ご購入・設置時に電解条件設定や電解水濃度確認をさせていただきます。ご不明な点がありましたらお買上げ販売店、またはお客様ご相談窓口（下記フリーダイヤル）へお問合せください。

お客様ご相談窓口フリーダイヤル　0120-070134
（受付時間：9:00～17:30、土・日祝日は除く）

安全のため必ずお守りください

正しく安全に使用していただくための重要な項目ですので必ずお読みください。

ここに示した事項は、安全に関する重大な内容の記載です。表示と意味は次のようになっています。

⚠ 警告	誤った取り扱いをしたときに、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容。
⚠ 注意	誤った取り扱いをしたときに、人が傷害を負う可能性および物的損害のみの発生が想定される内容。

「禁止」を表します。	「必ず実施」を表します。	「分解禁止」を表します。	「接触禁止」を表します。
「電源プラグを抜く」を表します。	「感電に注意」を表します。（本体に表示）	「水ぬれ禁止」を表します。	

⚠ 警　告

分解修理・改造の禁止

分解修理・改造はしないでください。
火災・感電・けがの原因となります。
修理は、お買いあげの販売店、またはもよりの「お客様ご相談窓口」（別紙）にご相談ください。

分解禁止

水をかけない

本体を水につけたり、本体に水をかけたりしないでください。
ショート・感電のおそれがあります。

水ぬれ禁止

異物を入れない

吹出口や吸込口、給水タンク設置部にピンや針金などの金属や異物を入れないでください。
感電や異常動作でけがをすることがあります。

禁　止

お手入れのときは電源プラグを抜く

お手入れのときは、必ず電源プラグを抜いてください。
感電・けがの原因になります。

電源プラグを抜く

電源コードをいためない

電源コードを傷つける、破損する、加工する、無理に曲げる、引っ張る、ねじることなどはしないでください。
電源コードが破損し、火災・感電の原因になります。

禁　止

ぬれた手で電源プラグを抜き差ししない

感電の原因になります。

禁　止

交流100V以外での使用やタコ足配線をしない

火災・感電・故障の原因になります。

禁　止

給水タンク、本体、フィルターのお手入れには塩素系、酸性タイプの洗浄剤は使用しない

変形や変色することがあります。

禁　止

電源プラグは根元まで確実に差し込む

差し込みが不完全だったり、いたんだプラグを使用しないでください。また、ゆるんだコンセントに接続しないでください。
感電や発熱による火災の原因になります。

実　施

電源プラグのほこりを取る

定期的に電源プラグのほこりを取ってください。
ほこりがたまると、湿気などで絶縁不良となり、火災の原因になります。

実　施

ろう電ブレーカーが必要です

ろう電ブレーカーが取り付けられた電源を使用してください。
感電や火災の原因になります。

実　施

殺虫剤、芳香剤の使用禁止

使用中は殺虫剤、芳香剤、蚊取り線香は使用しないでください。
故障の原因になります。

禁　止

⚠ 注　意

給水タンクの水は毎日新しい水と入れ替える

- 給水タンクは毎日振り洗いをし、常に清潔にし、必ず水道水を入れてください。
  お手入れせずに使い続けると、汚れや水あかで性能が低下したり、カビや雑菌が繁殖し悪臭の原因になります。
- 食塩を投入した給水タンクは、カラになるまで使い切ってください。

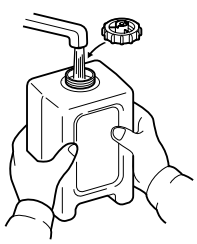

実　施

⚠ 注　意

装置の上に水を入れた容器を置かない
故障の原因になります。

運転中はお手入れをしない
運転中は、お手入れをしないでください。
感電やけがの原因になります。

吹出口をふさがない
吹出口をカーテンやタオルなどでふさがないでください。
故障の原因になります。

お手入れ後は部品を確実に取り付ける
給水タンク、フィルターなどの部品をはずしたまま使用しないでください。
故障の原因になります。

電源プラグを持って抜き差しをする
電源プラグを抜くときは、電源コードを持たずに必ず先端の電源プラグを持って引き抜いてください。
感電・ショート・発火の原因になります。

装置の上に物をのせない 装置の上にのらない
故障・転倒の原因になります。

装置は室内に置き、5℃から35℃の環境で使用する
とくに寒いところでは、電源スイッチを入れても凍結保護が働き、運転しないことがあります。

フィルターをはずして使用しない
装置内部へのホコリづまりによる故障の原因になります。

湿気や煙などの少ない場所で
湿気やホコリ、油の煙（調理時に発生する油の粒子）のない場所を選んで使用してください。
臭いの発生や故障の原因になります。

水滴のかかる場所等には置かない
故障の原因になります。

高所は避け、平らで安定したところに置く
装置を正常に作動させるために守ってください。地震や、人が触れて転倒する原因になります。

装置の左･右面に10cm以上の間隔をとる
装置の上･前面は100cm以上の間隔をあけてください。
故障の原因になります。

移設するとき、保管するとき（長期間使わないとき）は、電解水の排水と除菌エレメントの乾燥を行ってください

本装置は有害なガスや物質を分解・除去することはできません 窓を開けるなど室内の換気をしてください
狭い部屋などで、長時間使用する場合は、適宜窓を開けて換気してください。

お願い

必ず水道水（飲用）を使用
井戸水、浄水器の水、温水器の水、アルカリイオン水、ミネラルウォーター、海水などは絶対に使わないでください。
電解水の生成ができなくなるため、正常に機能しません。

ご使用する地域の水質により電解条件の設定変更が必要です
詳しくは☞5ページをご覧ください。

一時的に使用しない場合でも電源プラグを抜かない
停止時にも、機器内部のクリーニングを自動で行いますので、給水タンクの水があることを確認し、電源プラグを抜かないでください。

お手入れは定期的に行う
「お手入れのしかた」にしたがってお手入れをしてください。
汚れがひどくなると、カビの発生、悪臭の原因になります。

壁や家具に風を直接当てない
吹出口の風が、壁や家具に直接あたらないようにしてください。
壁・家具がいたんだりする原因になることがあります。

凍結に注意
凍結しますと、故障の原因になります。

特長

●電解水で空気を清浄

- 電解水と除菌エレメントの組合せにより、空気中に浮遊するウイルスや菌の抑制が可能な「virus washer（ウイルスウォッシャー）」機能を搭載しています。

●電解水とは

- **水道水**を電気分解すると除菌効果を持つ「電解次亜塩素酸」を含んだ電解水となります。この除菌効果を用いることにより、空気中に浮遊するウイルスや菌を抑制いたします。

⚠ 注 意

- 本製品は空気中に浮遊するウイルスを抑制する機能はありますが、ウイルスによる感染を防止したり治療するものではありません。

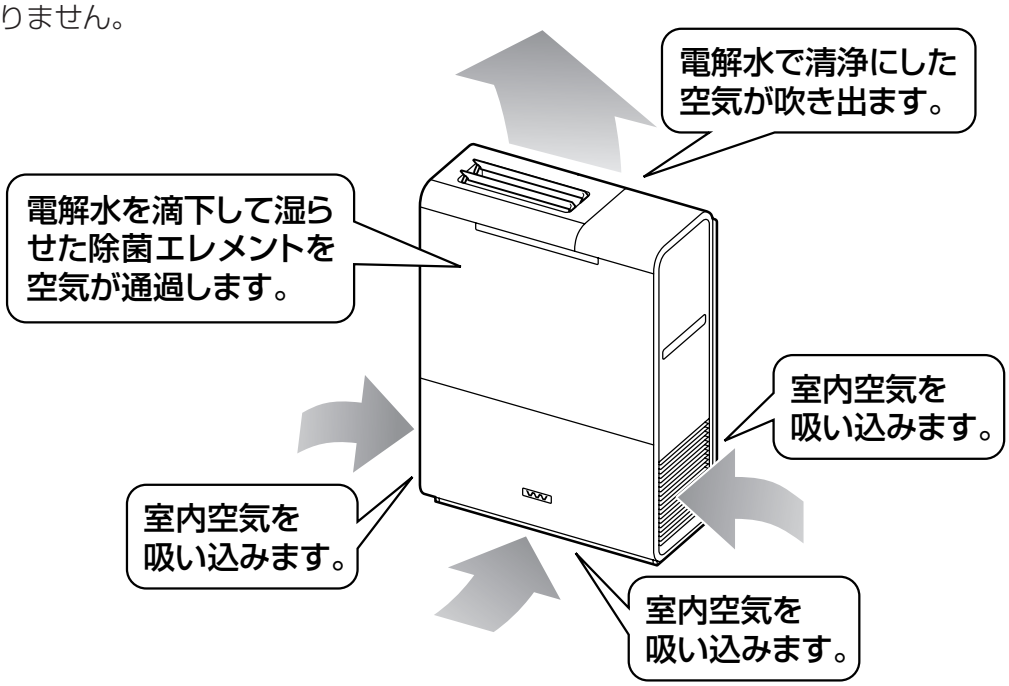

各部のなまえとはたらき

空間清浄システム

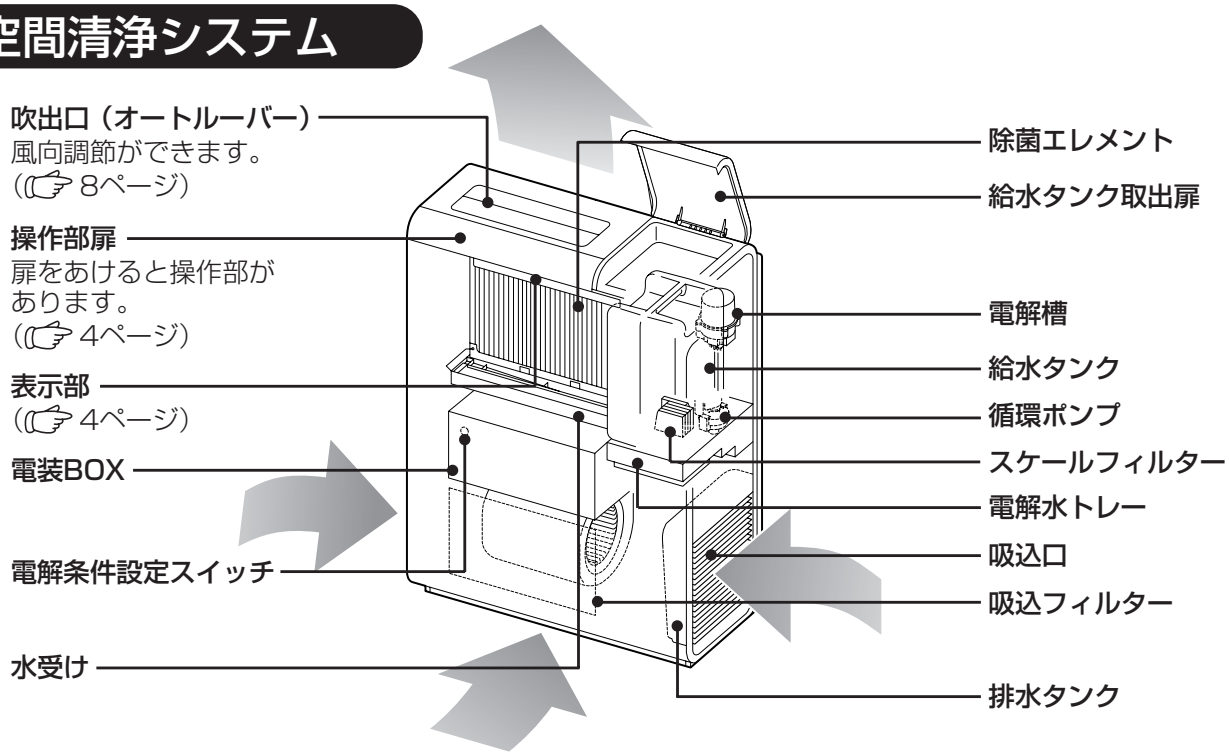

本体ユニット内蔵操作部

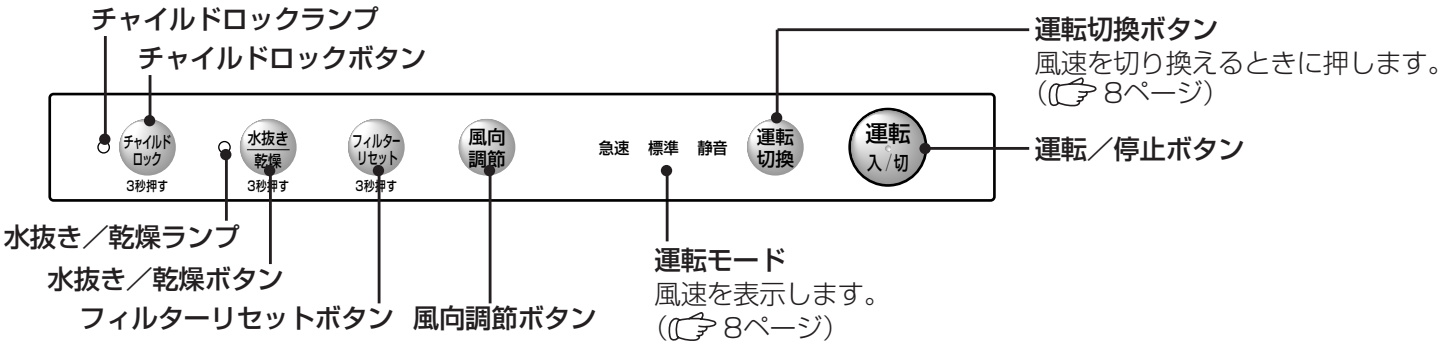

本体ユニット正面表示部

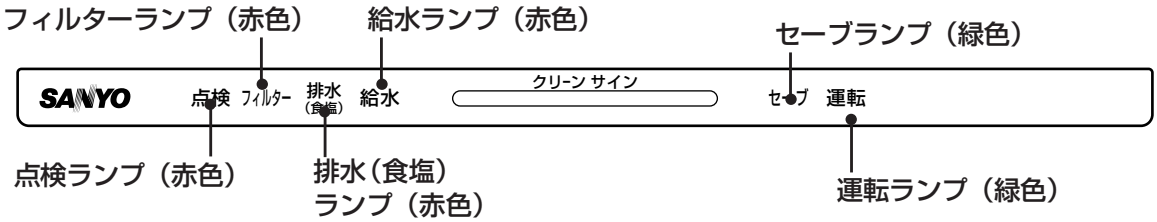

●表示ランプの表示（「－」印は、消灯サインです。）

表示ランプの状態						お知らせ内容
点検（赤）	フィルター（赤）	排水（赤）	給水（赤）	セーブ（緑）	運転（緑）	
－	－	－	－	－	点灯	運転中です。
－	－	－	－	－	点滅	運転準備中、または自動クリーニング運転中です。
－	－	－	－	点灯	点灯	セーブ運転中です。（セーブ運転の詳細は、☞8ページを確認してください）
－	－	－	点灯	－	点灯	給水タンクへの給水が必要です。
－	－	点灯	－	－	－	排水タンクに溜まった水を棄ててください。その後、電解設定値「7」のお客様は、食塩（1g）を投入してください。（☞7ページ）
－	－	点滅	－	－	－	排水タンクに水が溜ったまま、15時間以上経過。排水タンクの水を捨ててください。
－	－	－	－	－	－	水抜き作業中は、操作部の「水抜き／乾燥ランプ」が点灯します。
－	点灯	－	－	－	点灯	吸込フィルター、スケールフィルターのお掃除が必要です。
－	点滅	－	－	－	－	除菌エレメントの交換時期です。メンテナンス契約先にご連絡ください。
点灯	－	－	－	－	点灯	電解槽の交換時期です。販売店、またはお客様ご相談窓口（別紙）にご連絡ください。
点滅	－	－	－	－	点灯	エラーです。販売店、またはお客様ご相談窓口（別紙）にご連絡ください。
－	－	－	－	点滅	点灯	凍結防止機能が作動中です。

●クリーンサインの表示

運転中に、お部屋の空気の清浄運転の状態を表示します。

表示ランプの状態	お部屋の空気※
	清浄し始めました。
	1回清浄しました。
	2回清浄しました。
	3回清浄しました。
	4回清浄しました。
	5回清浄しました。

※お部屋は床面積100m2、天井高さ3mをめやすとします。

運転中にフィルターリセットボタンを押すと、ボタンを押している間クリーンサインで湿度の目安を表示します。（室内条件や設置場所により、実際の湿度と異なることがあります。）

表示ランプの状態	湿度表示
点滅	29%以下
	30～39%以下
	40～49%以下
	50～59%以下
	60～69%以下
	70～79%以下
点滅	80%以上

使う前の準備

設置場所のご確認

次の場所では使用しない

カーテンの近くやふとんの上
吹出口や吸込口がふさがれ故障の原因になります。

高いところ、傾いた場所、不安定な場所
地震や、人が触れて転倒する原因になります。
傾いた場所に設置すると、水位検知装置が作動して給水ランプが点灯し運転が停止したり、水もれの原因になります。

設置に適さない場所
- 空気の清浄度が決められている場所（手術室・治療室・検査室・ICU等）
- 食品加工工場や密閉空間など高湿度になる場所
- 調理場などの油や煙の発生する場所
- アロマ・芳香剤、殺虫剤、蚊取り線香などを使用する部屋

⚠ 注 意

- アースは必ず接続してください。

本製品の周囲は下図に示す距離をとってください。

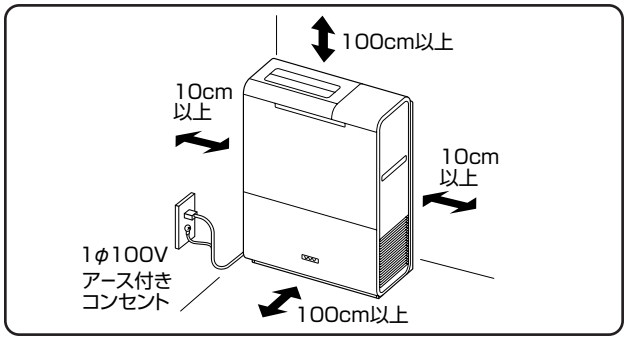

電解条件の設定

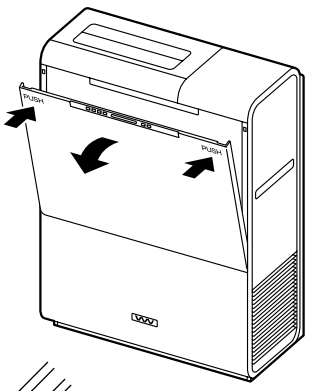

1.前面パネル上側の上部両サイドにある“PUSH”を押して、パネル上部を手前に引きながらはずしてください。

⚠ 注 意

- 前面パネル上側の取りはずしの際に落としたりしないよう、また床の上に置く際にご注意ください。

2. 水質地域一覧（☞ 17~26ページ）を参照の上、電解条件スイッチのツマミを回して、スイッチ番号（電解条件）を合わせてください。（ペンなどを使うと便利です。）（工場出荷時、スイッチ番号は4に合わせてあります。）

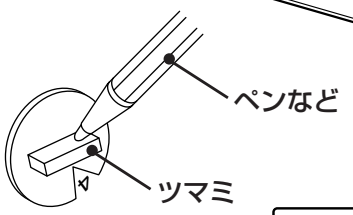

スイッチ番号	摘　　要
0	使用しないでください。
1・2	使用しないでください。
3～6	水質地域一覧を参照ください。
7・9	食塩を使った運転に使用します。
8	使用しないでください。

- 水質地域一覧に記載されていない場合は、スイッチ番号を「7」に設定変更してください。
- 「水質地域一覧」（☞ 17~26ページ）を参照後、設定値「7」の地域では、電解条件スイッチのツマミを回して、「7」に合わせて、食塩を給水タンクに入れてください。（☞ 7ページ）

⚠ 注 意

- スイッチ番号を「7」にして食塩を入れないと、電解水が生成できなくなるためカビや雑菌が繁殖し、悪臭の原因になります。

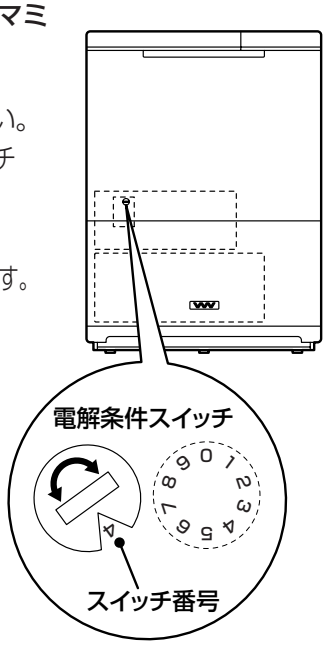

3.電解条件設定の変更
水質だけでなく、据付現場の条件によっても設定が異なります。
以下の場所でご使用する場合は、電解条件を変更してください。

1）医療機関、老人保健施設および飲食店のお客様へ
スイッチ番号を「4」に合わせ、給水毎に食塩1ｇを給水タンクに入れてご使用ください。除菌効果を維持する為に行います。食塩を投入しないでご使用された場合、カビ、雑菌、悪臭が発生することがあります。

2）喫煙所、ペットショップなど臭気の多い場所で使用するお客様へ
スイッチ番号を「9」に合わせ、給水毎に食塩3ｇを給水タンクに入れてご使用ください。

⚠ 注 意

- 本装置は、有害なガスや物質を分解・除去することはできません。窓を開けるなど室内の換気をしてください。
- 狭い部屋などで、長時間使用する場合は、適宜窓を開けて換気してください。

4.電解条件設定後、前面パネル上側を取り付けてください。
最初に下フックをかけ、パネル上部の左右両サイドの“PUSH”を同時に押してください。「カチッ」と音がします。

5.塩素（消毒）のにおい
初めてお使いになる場合や運転開始時に（消毒の）においがする場合があります。これは、電解水が空気中の浮遊物や臭気などを分解しているためです。

給水タンクへの給水

電解水の生成に給水が必要です。

⚠ 注 意

●給水タンクの水は毎日新しい水道水と入れ替え、常に清潔にしてお使いください。

- そのまま使い続けると、カビや雑菌が繁殖し、悪臭の原因になることがあります。
- 食塩を投入した給水タンクは、カラになるまで使い切ってください。

※給水タンクの出入れ時にゴミ・異物等入らないように十分注意してください。

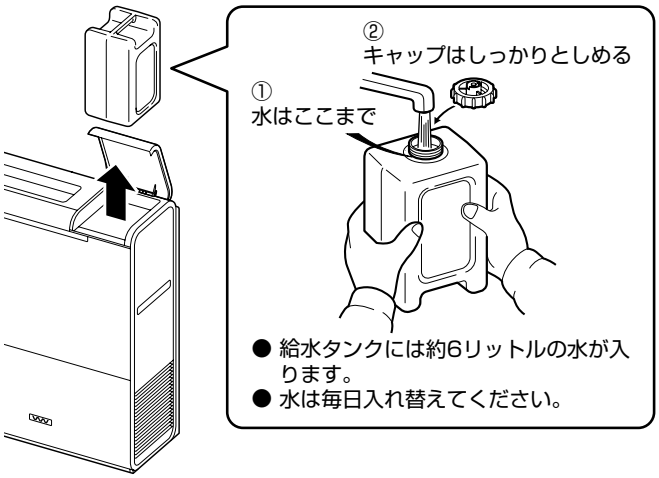

給水間隔	
冬期	**夏期**
急速 ……約 6 時間ごと **標準 ……約10時間ごと** **静音 ……約15時間ごと** ※冬期の場合（室温20℃、湿度30%）のめやす時間です。	**急速 ……約 7 時間ごと** **標準 ……約12時間ごと** **静音 ……約18時間ごと** ※夏期の場合（室温27℃、湿度47%）のめやす時間です。

給水タンクの水がなくなると（給水ランプが点灯したら）

給水タンクの水がなくなると、自動的に運転を停止し、給水ランプ**（点灯）**とブザーでお知らせします。

⇩

給水タンクに水道水を入れ、本体にセットしてください。運転／停止ボタンを2回押すと運転を開始します。
1回目で運転ランプと給水ランプが消灯します。2回目で運転を開始します。開始直後は、運転準備を約3分行います。運転準備中はファンは停止しており送風は行いません。

お願い

必ず水道水（飲用）をご使用ください。

- 井戸水、浄水器の水、温水器の水、アルカリイオン水、ミネラルウォーター、海水などは絶対に使わないでください。電解水ができなくなるため、カビや雑菌が繁殖し、悪臭の原因になります。
- 温水（40℃以上）、化学薬品、汚れた水、芳香剤や洗剤を含んだ水も絶対に使わないでください。除菌ができなくなったり、本体の変形や故障の原因になります。
- キャップは確実にしめ、水がもれていないことを確認してください。
- 水が入ったタンクを本体にセットするときは、静かにセットしてください。給水タンク取出扉、電解水トレーが破損する原因になります。

ご使用する地域の水質により、電解条件の設定変更が必要です。
詳しくは☞5ページをご覧ください。

- 水質や使用環境により食塩をご使用いただく必要があります。詳しくは☞7ページをご覧ください。

給水ランプが点灯した場合、電解水ができなくなりますので、時間をおかずに水道水を給水してください。
- 給水ランプが点灯しなくても給水をしていただくことができます。

ご使用上の注意点

ご使用の前に

ご使用の前に、お客さまの地域の水道水に合わせるため、電解水条件設定を行ってください。
電解条件の設定：☞5ページを参照ください。
電解条件設定の変更：☞5ページを参照ください。
部屋の湿度が80%を越えると、セーブ運転になります。☞8ページをご参照ください。

ご使用しない場合

機器内部を定期的に自動クリーニングを行いますので、必ず以下のことを実施してください。
①ユニットの電源プラグはコンセントから抜かないでください。
②給水タンクの水が1／2以上あることを確認ください。特に3日以上連続で停止される場合は、給水タンクを満水にしてください。なお給水ランプが点灯した場合でも一定期間クリーニング運転を行いますが、内部の水が不足した場合には、送風機が自動で運転し内部の乾燥を行います。故障ではありません。

お願い

長期間ご使用にならなかった機器を初めて運転する場合は、機器内部の水交換をすることを推奨いたします。交換方法は**「水抜き／乾燥のしかた」**をご参照ください。

排水

製品の除菌効果を正常に保つため、自動で水交換を行い定期的に排水タンクに水を排出します。排水ランプが点灯したら**「排水・食塩投入のしかた」**（☞9ページ）の手順に従い作業を行ってください。
なお排水ランプが点灯しても運転を行うことは可能ですが、早めに排水タンクの水を捨ててください。排水時には水の落ちる音がしますが、故障ではありません。
※ご使用環境により異なりますが、1日12時間使用した場合、一般環境では1～2回／月、それ以外では2～3回／週程度です。

⚠ 注 意

- 排水ランプが点灯した状態で継続して運転した場合、約15時間後に自動停止（排水ランプ点滅）します。
- 機器内部の水が汚れた状態になると（消毒の）においが強くなる場合があります。この場合は、水抜き作業を行って機器内部の水を交換してください。水抜きしても改善されない場合は、お買い上げの販売店、またはお客様ご相談窓口（表紙）までご連絡ください。

食塩の投入

「水質地域一覧」（☞17～26ページ）を参照後、設定値を「7」に設定する地域では食塩を投入してください。また、据付条件によって食塩の投入量と時期が異なります。詳しくは☞5ページを参照してください。

- **投入のしかた**
  1. 空になった給水タンクを用意します。
  2. 給水タンクのふたをはずして、給水タンクの中に付属の計量スプーンで用途にあった食塩を入れてください。すりきり一杯で約1gです。
     使用する食塩は、下記を参照してください。
  3. 食塩を入れたら、給水タンクが満水になるまで水を入れてください。
  4. キャップをしめて、タンクを2～3回軽くゆすり、食塩を溶かしてください。
  5. 給水タンクを本体に静かにセットしてください。
  6. 食塩を投入した給水タンクは、空になるまで使い切ってください。

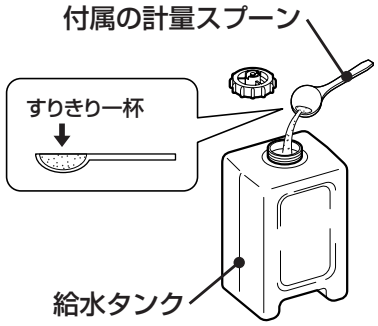

⚠ 注 意

使用する食塩の種類にご注意ください。

- **投入する食塩は、「食塩」または「精製塩」という標記のある「NaCl 99%以上」の食塩をご購入のうえ、ご使用ください。**
- 並塩「NaCl 95%以上」や食卓塩、岩塩などは不純分を多く含むためご使用しないでください。

メンテナンス

ウイルスの抑制・除菌・脱臭の効果を持続させるためには、定期的なメンテナンス、部品交換が必要です。当社のサービスエンジニアによる定期的なメンテナンスを必ずお受けください。メンテナンス契約（有料）のご相談については、お買上げ販売店、またはお客様ご相談窓口（フリーダイヤル ☞表紙ページ）へお願いいたします。

使いかた

電源プラグをコンセントに差し込んでください。
（交流100Vのコンセントを使用）

お願い

ろう電ブレーカーが取り付けられた電源を使用してください。

操作ボタンの説明

チャイルドロック
このボタンを3秒長押しするとチャイルドロックランプが点灯してロックがかかり、ボタン操作を受け付けなくなります。但し、停止は受け付けます。チャイルドロックを解除するには、このボタンを3秒長押ししてください。

水抜き／乾燥
機器内部の水は強制排水され、除菌エレメントの乾燥運転ができます。（☞ 11ページ）

フィルターリセット
吸込フィルターとスケールフィルターのお手入れ時の目安を示します。お手入れ（☞ 13、14ページ）後は、フィルターリセットボタンを3秒長押ししてください。フィルターランプが消灯します。

操作部の表示窓で風速を確認できます。

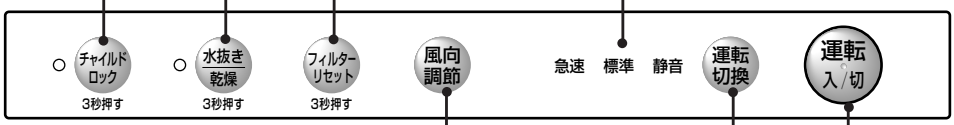

風向調節
風向調節 **ボタンを押すとルーバーがスイングします。お好みの位置になったら再度ボタンを押してください。ルーバーが停止します。そして次回の運転からルーバーは設定された位置に自動的に固定されます。**

運転切換
運転切換 **ボタンを押すごとに、風速が切り換わります。**

運転
運転入／切 **ボタンを押します。**
ボタンを押すと、運転ランプが点滅して運転準備を3分間行います。運転準備中ファンは停止しており、送風は行いません。その後、運転ランプが点灯にかわって運転を開始します。

停止
運転入／切 **ボタンを押します。**
- **停止できないとき**
  電源プラグを抜いてから、お買い上げの販売店へお知らせください。

⚠ 注 意

1. 風速を急速でご使用になると部屋全体を除菌する時間を短くすることができます。本製品を初めてご使用する場合、風速は標準になっています。
2. **自動クリーニング運転機能**
   本製品は、停止しているときにも機器内部を清潔に保つため、自動クリーニング運転を行います。**クリーニング運転は自動で行われます**ので、停止時や土・日・休日等、一時的に運転しない場合にも**電源プラグを抜かず、給水タンクの水が十分に**あることを確認してください。運転中に自動クリーニング運転が開始すると、運転ランプ（緑色）が点滅してお知らせします。なお、クリーニング運転中（約30分間）の風速は静音運転になりますが、クリーニングが終了すると、自動でもとの風速に復帰します。
3. **セーブ運転ランプは部屋の湿度が80%以上で点灯し、風速は静音運転になります。**

セーブ運転の解除方法

セーブ運転は、お部屋の湿度を80%以上になるのを防ぐ目的ですが、どうしてもセーブ運転をしたくない場合には、次の手順にしたがって設定してください。

- 運転中に、水抜き／乾燥ボタンを5秒長押しします。ブザーが連続2回鳴り、セーブ運転制御は無効に変更されます。その後セーブ運転制御を再度有効に切り替える（方法は下記）まで、セーブ運転には入りません。
- セーブ運転を有効にしたい場合は、運転中に水抜き／乾燥ボタンを5秒長押しします。
  ブザーが1回鳴りセーブ運転が有効に切換ります。
- チャイルドロック中は、上記の切換変更はできませんので、チャイルドロックボタンを3秒長押しして解除してください。

『排水・食塩投入』のしかた

●製品内部の電解水の汚れを防ぎ除菌効果を保つため、排水タンクへ自動的に排水します。排水ランプが点灯したら以下の手順で、排水タンクの水を捨ててください。
●電解条件スイッチを「7」に設定してご使用していただいている場合は、給水タンクへ食塩を投入してください。

排水タンクの排水のしかた（排水ランプが点灯したら）

排水タンクが満杯になると、表示部の排水ランプが点灯します。

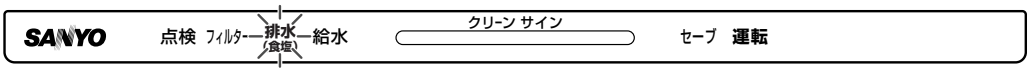

1.機器を停止してから、前面パネル下側を開きます。
前面パネル下側の左右両サイドにある“PUSH”を押して手前に傾け、はずしてください。

⚠ 注 意

- 前面パネル下側の取りはずしの際に、落としたりしないよう、また床の上に置く際にご注意ください。

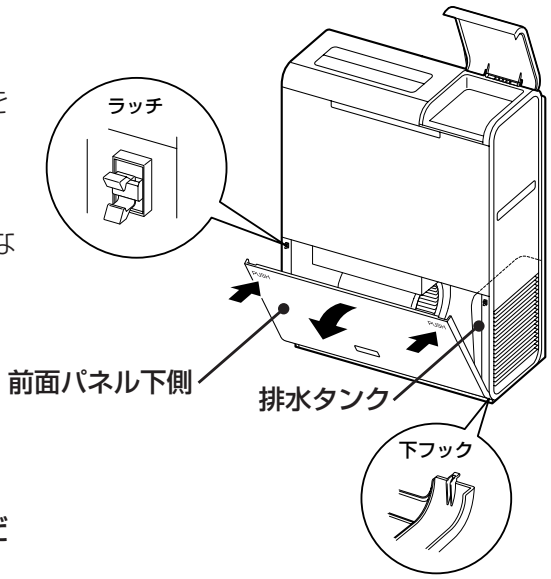

2.排水タンクを取り出し、タンク内の水を捨ててください。
ツマミを回して、排水タンクの把手を手前に引いて取り出します。
水がタンクの蓋まで入っていますのでこぼれないように、把手を持って、タンクを水平に保ち運んでください。

⚠ 注 意

- 排水タンクを引き出す場合は、機器が停止（運転ランプが消灯）していることを確認してください。

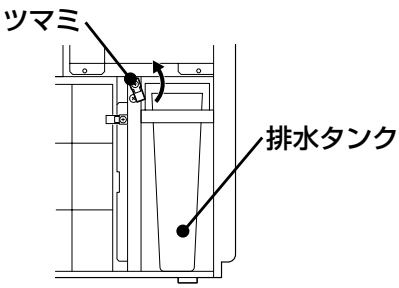

3.排水は、タンクの蓋を開けずに蓋の端にある長方形の穴から行ってください。
水を捨て終わったら、排水タンクを元に戻してください。

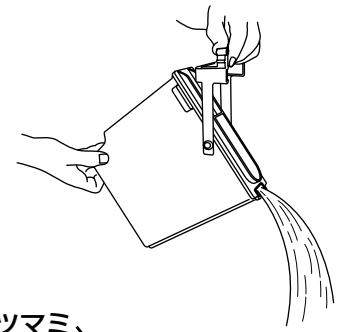

4.タンクを機器の奥まで入れて、ツマミを回して排水タンクを押さえてください。
排水ランプが消灯したことを確認してください。

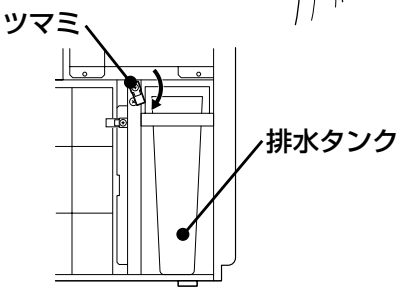

5.前面パネル下側の下フックをかけ、パネル上部の左右両サイドの“PUSH”を同時に押してください。ラッチにロックされると「カチッ」と音がします。

食塩の投入のしかた

電解スイッチを「7」に設定してご使用していただく場合は、給水タンクに食塩（1g）を投入してください。

⚠ 注 意

- **医療機関、老人保健施設および飲食店のお客様へ**
  スイッチ番号を「4」に合わせ、**給水毎に食塩1ｇ**を給水タンクに入れてご使用ください。除菌効果を維持する為に行います。食塩を投入しないでご使用された場合、カビ、雑菌、悪臭が発生することがあります。
- **喫煙所、ペットショップなど臭気の多い場所で使用するお客様へ**
  スイッチ番号を「9」に合わせ、**給水毎に食塩3ｇ**を給水タンクに入れてご使用ください。

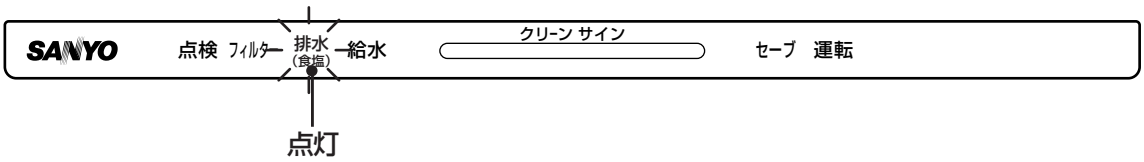

点灯

1.機器の停止をご確認ください。

⇩

2.給水タンクを取り出して、給水タンクのキャップをはずします。

⇩

3.扉を開けて、食塩を投入してください。（☞5および7ページをご参照ください。）

⇩

4.給水タンクに満水になるまで水を入れてください。

⇩

5.キャップを閉めて、タンクを2～3回軽くゆすり食塩を溶かしてください。

⇩

6.給水タンクを本体に静かにセットしてください。

⇩

7.運転／停止ボタンを押して運転を開始します。

⇩

8.排水（食塩）ランプが消灯します。

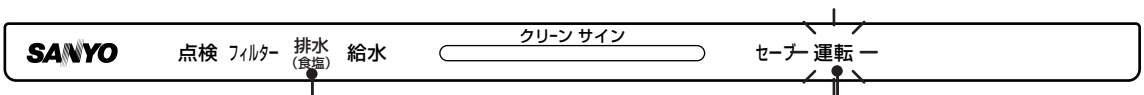

消灯　　点滅（約3分間）後点灯

排水ランプが点灯してもすぐに排水できない時

排水ランプが点灯したら排水タンクの排水が必要です。なるべく早く排水してください。

⚠ 注 意

- 排水ランプが点灯した状態で継続して運転した場合、約15時間後に自動停止（排水ランプ点滅）します。

水抜き／乾燥の手順

機器を移設する場合や、長時間使用せずに保管する場合に、水抜き、乾燥を行います。

水抜き／乾燥の手順

1.乾燥時の風速を設定します。運転モードを「急速」で運転した後に、運転／停止ボタンを押して運転を停止してください。

⇩

2.給水タンクを取り出し、水を捨てます。

⇩

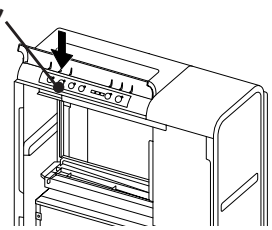

3.水抜き／乾燥ボタンを3秒長押ししてください。
水抜き／乾燥ランプが点灯し、機器内部の水が排水タンクに流れ込みます。

⇩

4.排水タンクに流れ込むのに約2分かかります。
水抜き／乾燥ボタンをもう一度押してください。
除菌エレメントの乾燥を始めます。

⇩

5.運転送風が開始します。（運転モードは、「急速」となります。）
クリーンサインが点滅します。

⇩

6.移設の場合は、約20分間放置してください。
保管の場合は、約2時間放置してください。
（除菌エレメントを十分乾燥させるために必要です。）

⇩

7.水抜き／乾燥ボタンを押します。
送風は停止し、クリーンサインが消灯します。

⇩

8.前面パネル下側を取りはずして、排水タンクの水を捨ててください。**（☞9ページ）**

⇩

9.排水タンクと給水タンクを所定の位置に戻します。
排水ランプが消灯したことを確認してください。
排水ランプが消灯しない場合は、もう一度タンクをしっかり奥まで入れてください。

⇩

10.前面パネル下側を取り付けて、移設・保管をしてください。

⚠ 注 意

- 給水タンクをセットしたままでは、内部の水抜きができません。
  必ず給水タンクを取り出してください。

故障かな？と思ったら

1. エラーのお知らせ

表示部の点検ランプが点滅でお知らせします。
修理については、ご契約のメンテナンス会社あるいは弊社サービスにご連絡ください。

2. 次の状態は故障ではありません

修理を依頼される前に、次のことをもう一度お調べください。それでもなおらない場合は、お買いあげの販売店または、もよりの「お客様ご相談窓口」（別紙）へご連絡ください。

症　　状	原　　因	処　置　方　法
運転／停止ボタンを押してもすべてのランプが点灯しない	電源プラグがはずれていませんか	電源プラグを根元まで確実に差し込み、運転／停止ボタンを入れてください ☞ 8ページ
給水ランプが点灯している	給水タンクに水が入っていない	給水タンクに水道水を入れ、運転／停止ボタンを入れなおしてください ☞ 6ページ
給水タンクに水が入っているのに給水ランプが点灯している	運転／停止ボタンを入れなおしましたか	運転／停止ボタンを入れなおしてください ☞ 6ページ
吹出口からの送風がにおう	古い水を使用していませんか（排水ランプが長期間点灯していませんか）	水抜き乾燥を行ってください 吸込フィルターを掃除してください
	フィルターや電解水トレーが汚れていませんか	
初めてお使いになる場合や運転開始時に塩素（消毒）のにおいがする	電解水が浮遊物や臭気を分解しているためです	水抜き作業を行って機器内部の水を交換してください
「ポコ」「ポコ」音がする	給水タンクから給水する音です	故障ではありませんのでそのままご使用してください
「ブーン」音がする	ファンが回る音です	
風がまったく出ない※	運転／停止ボタンを入れ3分経過しましたか	約3分経過後、送風されます
セーブランプが点灯している（送風が減少する）	部屋の湿度が80%以上になっていませんか	湿度が70%以下にさがると、もとの風速に戻ります セーブ運転を無効にする場合は、設定を変更してください ☞ 8ページ
水の落ちる音がする	水が排水タンクに落ちる音です	排水タンクの水を捨ててください ☞ 9ページ
排水ランプが点滅する	排水タンクが満水になっていませんか	排水タンクの水を捨ててください
フィルターランプが点滅する	除菌エレメントが交換時期を過ぎてませんか	毎年交換が必要です。メンテナンス契約先に依頼してください
停止中に動作する	給水ランプが3日以上続くと、自動で乾燥運転を行います	3日以上連続で停止する場合は、給水タンクを満水にしてください ☞ 7ページ

※運転／停止ボタンを入れ3分経過しても、風がまったく出ない場合は、お買いあげの販売店にご連絡ください。

⚠ 警 告　分解修理・改造の禁止

- 分解修理・改造はしないでください。**火災・感電・けがの原因になります。**

お手入れのしかた

お手入れは定期的に行ってください。汚れがひどくなると性能の低下や故障・においの原因になります。

⚠ 警 告

- **お手入れのときは電源プラグを抜く**
- **給水タンク、本体、フィルターのお手入れには塩素系、酸性タイプの洗浄剤は使用しない**

お手入れの前に

必ず運転を停止して、電源プラグを抜く

⚠ 注 意

内部でファンが高速回転していますので、けがの原因になることがあります。

40℃以上のお湯は使わない

変形・変色の原因になることがあります。

揮発性のもの等は使わない

ベンジン・シンナー・アルカリ洗剤・クレンザー・磨き粉等で拭いたり、市販の液状殺虫剤などをかけないでください。変形・変色の原因になります。また、化学ぞうきんを使用するときは、その注意書きにしたがってください。

本体のお手入れ（汚れたら）

- 水に浸した柔らかい布で拭いてください。
- 汚れがひどいときは、柔らかい布を水で薄めた中性洗剤に浸し、固くしぼってから汚れを拭きとった後、水拭きをしてください。

給水タンクのお手入れ（毎日）

少量の水を入れ、キャップをしめて振り洗いをし、常に清潔にしてください。給水は必ず水道水（飲用）を使用してください。

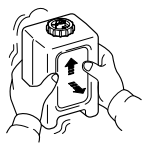

排水タンクのお手入れ（排水時）

排水タンクの水を捨てた後、水道水を排水タンクに入れてゆすいでください。

お手入れのしかた

吹出口フィルター、吸込フィルターのお手入れ（汚れが目立ってきたら、フィルターランプが点灯したら）

● **吹出口フィルター**
前面パネル上側を開けて、吹出口フィルターを取り出してください。
掃除機でほこりを取り除いてください。フィルターの上面を上にして取り付けてください。

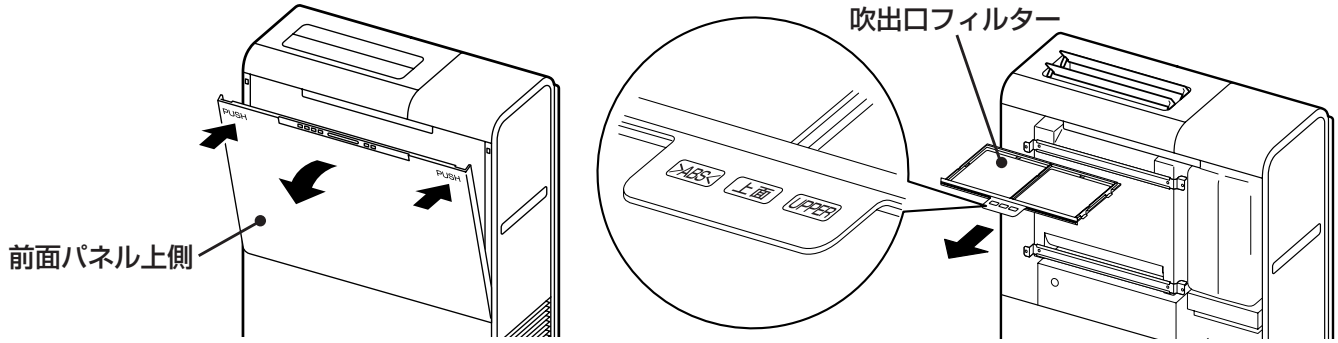

● **プレフィルターと高捕集フィルター**
前面パネル下側をはずしてください。
左右のツマミを回して、2つの吸込フィルターを取り出します。
掃除機でほこりを取り除いてください。
プレフィルターは、水洗いをしてください。水洗いしたときは日陰でよく乾かしてください。
高捕集フィルター本体は「ファン側」と記された面を本体側（ファン）に向けて設置してください。

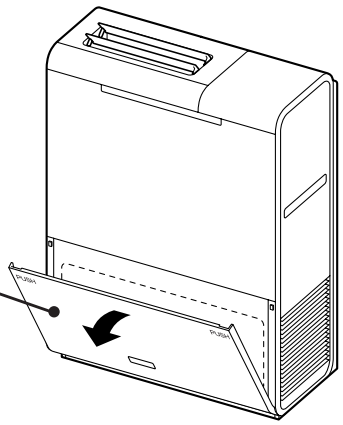

⚠ 注 意

- 高捕集フィルター本体の取付が逆になりますと空気の吸込みが悪くなり、吹出し風量が低下したり音が大きくなる可能性があります。
- 高捕集フィルターは汚れが目立ったら新品（有料）と交換してください。交換する場合は、メンテナンス契約先へご依頼ください。

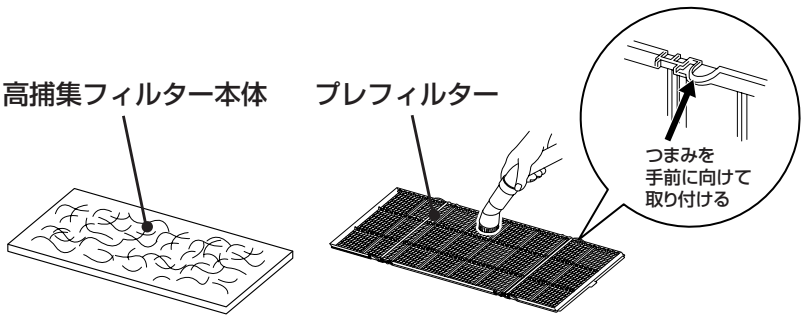

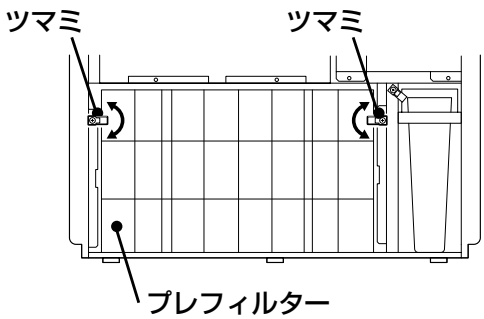

● フィルターをお掃除の後、所定の位置に戻してから、リセットボタンを3秒長押ししてください。
フィルターランプが消灯します。

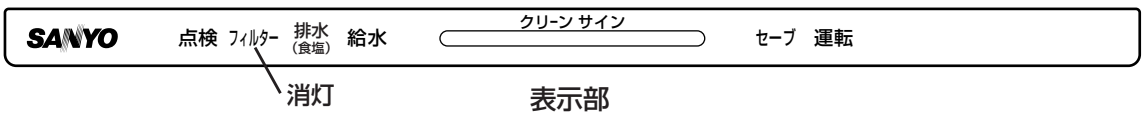

お願い

フィルターをはずしたまま使用しないでください。故障の原因になります。

保管（長期間使用しないとき）

長期間使用しないとき

水抜き、乾燥を行ってください。（☞ 11ページ）

消耗部品の交換

電解槽の交換（運転、点検ランプが同時に点灯したら）

電解槽を交換（有料）してください。

メンテナンス契約先、またはお客様ご相談窓口（別紙）へご依頼ください。

※約8年（1日12時間使用）をめやすに交換が必要です。

交換せず長期間ご使用になりますと電解水濃度が低下し、性能が低下します。

除菌エレメントの交換（フィルターランプが点滅したら）

除菌エレメントを交換（有料）してください。

毎年、交換（有料）が必要です。交換せず長期間ご使用になりますと電解水濃度が低下し、性能が低下します。メンテナンス契約先またはお客様ご相談窓口（別紙）へご連絡ください。

スケールフィルターの交換

フィルターランプが点灯したら、スケールフィルターを水洗いしてください。
汚れが目立ったら、新品交換してください。

交換する場合は、メンテナンス契約先またはお客様ご相談窓口（別紙）へご依頼ください。

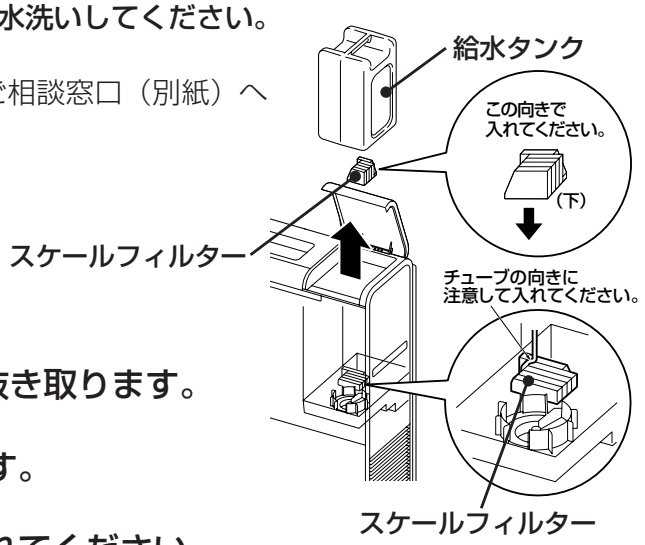

⚠ 注 意

- 運転停止をご確認ください。

1.給水タンクを取りはずす。

2.底面にあるスケールフィルター（5枚）を抜き取ります。

3.はずしたスケールフィルターを水洗いします。

4.スケールフィルターを方向に注意して、入れてください。

保証とアフターサービスについて(必ずお読みください)

定期点検契約を推奨します

お客さまが行う通常のお手入れとは別に専門のサービス技術者による定期的な点検を推奨します。詳しくはお買い上げの販売店にお問合わせください。

保証書について

この製品には保証書が付いています。所定事項の記入および記載内容をご確認のうえ保存してください。

保証期間はお買いあげの日より1年間です。

- 保証書の記載内容によりお買いあげの販売店が修理いたします。詳細は保証書をご覧ください。
- 保証期間が過ぎてからの修理については、お買いあげの販売店、またはもよりの「お客様ご相談窓口」(別紙)にご相談ください。お客さまの希望により有料修理いたします。

この取扱説明書と本体に表示されている禁止事項・注意事項および通常使用に反して使用された場合の故障・事故は補償いたしません。

補修用性能部品の保有期間について

空間清浄システムの補修用性能部品の保有期間は製造打切り後、9年です。

- 補修用性能部品とは、製品の機能を維持するために必要な部品です。

ご相談や修理は

●修理や部品に関するご相談は、お買いあげの販売店、または別紙の**お客様ご相談窓口**にご依頼ください。

●故障修理を依頼されるときは

次の事項をご連絡ください
①故障の状況
②品番(VW-VF10B)
③製造番号(後部上面のラベルに記入してあります)
④お買いあげ年月日
⑤おなまえ、おところ、電話番号

お客様ご相談窓口におけるお客さまの個人情報のお取り扱いについて

お客様ご相談窓口でお受けした、お客さまのおところ、おなまえ、電話番号などの個人情報は適切に管理いたします。また、お客さまの同意がない限り、業務委託の場合および法令に基づき必要と判断される場合を除き、第三者への開示は行いません。

<利用目的>

- お客様ご相談窓口でお受けした個人情報は、商品・サービスに関わるご相談・お問合せおよび修理の対応のみを目的として用います。なお、この目的のために三洋電機(株)および関係会社で上記個人情報を利用することがあります。

<業務委託の場合>

- 上記目的の範囲内で対応業務を委託する場合、委託先に対しては当社と同等の個人情報保護を行わせるとともに、適切な管理・監督をいたします。

個人情報のお取り扱いについての詳細は、ホームページ http://www.sanyo.co.jpをご覧ください。

仕様

品　　番		VW-VF10B
電　　源		単相　100V　50／60Hz
外形寸法	mm	H790×W580×D297
製品質量	kg	33
外 装 色 （マンセル記号）		正面パネル：ホワイト（N8.5） サイドパネル：グレー（N4.0）
風　　量	m^3／min	急速10　標準5　静音2
運 転 音	dB(A)	急速49　標準35　静音29
消費電力	W	急速145　標準78　静音57
適用床面積（めやす）	m^2	100

※1　運転音は無響室で測定したもので、機器正面1m、高さ1mの値です。実際に据え付けますと、周囲の騒音や反響などにより表示値より大きくなる傾向になります。

水質地域一覧

以下の地域でご使用する場合には、それぞれの設定値にスイッチ番号（電解条件）を合わせてください。（☞5ページ）
※ 記載されていない地域では、スイッチ番号を「7」に変更してください。

設定値「7」の場合
■ 設定値が「7」の地域の水道水は、そのままではご使用になれません。食塩「NaCl 99%以上」をご購入の上ご使用ください。（☞5～7ページ）

地域		設定値	地域		設定値	地域		設定値
北海道	札幌市（北区）	4	北海道	沼田町	5	北海道	美深町	7
	札幌市（東区）			上ノ国町	5		美幌町	7
	札幌市（白石区）			上砂川町	5		標茶町	6
	札幌市（厚別区）			上川町（中央地区）	7		標津町	5
	札幌市（豊平区）			上富良野町	7		富良野市	6
	札幌市（清田区）			上湧別町	6		福島町	6
	札幌市（中央区）			新ひだか町	6		平取町	5
	札幌市（西区）	5		新得町	7		別海町	6
	札幌市（手稲区）			森町	5		豊浦町	6
	札幌市（南区）			深川市	5		北見市	6
	せたな町	5		真狩村	5		北広島市	6
	むかわ町	5		清水町	7		北斗市	6
	愛別町	6		清里町	7		北竜町	6
	旭川市	6		西空知広域水道企業団	6		妹背牛町	5
	芦別市	5		石狩市	5		幕別町	6
	安平町	5		赤井川村	5		万部町	7
	伊達市	6		赤平市	5		名寄市	6
	雨竜町	5		千歳市	6		網走市	7
	浦河町	4		占冠村	5		木古内町	6
	浦幌町	7		増毛町	6		紋別市	5
	遠別町	5		足寄町	7		湧別町	5
	下川町	7		帯広市	7		夕張市	6
	芽室町	7		大空町	5		余市町	5
	岩見沢市	6		大樹町	5		様似町	6
	岩内町	6		鷹栖町	6		羅臼町	6
	喜茂別町	5		滝上町	5		蘭越町	5
	倶知安町	6		滝川市	5		礼文町	5
	釧路市	4		知内町	6	青森県	おいらせ町	5
	釧路町	4		池田町	7		つがる市	5
	栗山町	5		稚内市	7		むつ市	6
	訓子府町	7		置戸町	5		鰺ヶ沢町	3
	恵庭市	6		中標津町	6		横浜町	4
	月形町	5		中富良野町	5		階上町	7
	剣淵町	5		長幌上水道企業団	4		外ヶ浜町	5
	厚岸町	4		長万部町	5		久吉ダム水道企業団	5
	厚真町	5		津別町	7		五戸町	7
	広尾町	7		鶴居村	7		五所川原市	4
	更別村	5		弟子屈町	6		弘前市	6
	江差町	5		天塩町	7		黒石市	5
	江別市	6		登別市	6		今別町	5
	黒松内町	5		島牧村	5		三戸町	5
	根室市	4		当麻町	6		三沢市	5
	佐呂間町	5		洞爺湖町	5		七戸町	6
	三笠市	5		苫小牧市	7		十和田市	6
	士別市	5		苫前町	5		青森市	6
	士幌町	5		奈井江町	5		大間町	4
	枝幸町	7		南富良野町	5		中泊町	4
	鹿追町	5		泊村	5		津軽広域水道企業団	4
	鹿部町	5		白糠町	6		鶴田町	5
	七飯町	6		白老町	6		田子町	7
	室蘭市	6		函館市	6		田舎館村	5
	斜里町	6		函館市(赤川高区地区)	3		東通村	4
	寿都町	5		八雲町	3		東北町	6
	小樽市	6		比布町	5		藤崎町	5
	小平町	5		美唄市	7		南部町	5
	松前町	5		美瑛町	7		八戸市	5

地域		設定値
青森県（つづき）	板柳町	5
	平川市	5
	平内町	5
	野辺地町	6
	六ヶ所村	6
	六戸町	5
岩手県	一関市	6
	一戸町	7
	遠野市	7
	奥州市	6
	花巻市（下記以外の地域）	6
	花巻市（大迫町）	7
	釜石市	7
	岩手町	6
	久慈市	7
	宮古市	7
	金ケ崎町	6
	九戸村	7
	軽米町	6
	山田町	6
	紫波町	7
	雫石町	7
	盛岡市	7
	大槌町	7
	滝沢村	6
	藤沢町	5
	二戸市	7
	八幡平市	7
	平泉町	5
	北上市	6
	矢巾町	6
	洋野町	6
	陸前高田市	7
宮城県	仙台市（青葉区）	6
	仙台市（宮城野区）	
	仙台市（若林区）	
	仙台市（泉区）	
	仙台市（太白区）	7
	塩竈市	6
	加美町	6
	角田市	6
	丸森町	7
	岩沼市	4
	気仙沼市	6
	栗原市	6
	山元町	6
	七ヶ浜町	6
	柴田町	6
	女川町	6
	松島町	6
	色麻町	6
	石巻広域水道企業団	5
	石巻市	5
	川崎町	6
	蔵王町	7
	村田町	6
	多賀城市	5
	大河原町	6
	大郷町	6
宮城県	大衡村	6
	大崎市（下記以外の地域）	6
	大崎市（鳴子町）	7
	大崎市（松山町）	
	大和町	5
	登米市	6
	登米地方広域水道企業団	5
	東松島市	5
	南三陸町	6
	白石市	7
	美里町	6
	富谷町	6
	本吉町	6
	名取市	6
	涌谷町	5
	利府町	6
	亘理町	4
秋田県	にかほ市	4
	井川町	5
	羽後町	5
	横手市	4
	潟上市	3
	五城目町	4
	三種町	3
	鹿角市	6
	秋田市	4
	小坂町	6
	仙北市	6
	大館市	5
	大仙市	5
	男鹿市	4
	湯沢市	5
	能代市	5
	八郎潟町	4
	北秋田市	5
	由利本荘市	5
山形県	河北町	6
	寒河江市	6
	金山町	6
	月山水道企業団	5
	高畠町	6
	最上川中部水道企業団	5
	最上町	6
	山形市	7
	酒田市	5
	小国町	6
	庄内町	4
	上山市	6
	新庄市	6
	真室川町	6
	西川町	7
	川西町	6
	村山市	6
	大江町	6
	朝日町	5
	長井市	7
	鶴岡市	6
	天童市	6
	東根市	6
山形県	南陽市	5
	白鷹町	6
	飯豊町	5
	尾花沢市	5
	米沢市	5
	遊佐町	5
福島県	いわき市	7
	伊達市	5
	会津坂下町	6
	会津若松市	6
	会津美里町	6
	喜多方市	6
	鏡石町	7
	玉川村	6
	桑折町	5
	郡山市	6
	国見町	3
	三春町	5
	小野町	6
	須賀川市	7
	西会津町	5
	西郷村	7
	石川町	5
	川俣町	6
	泉崎村	7
	双葉町	7
	相馬市	6
	三島町	5
	大玉村	6
	只見町	5
	棚倉町	7
	猪苗代町	7
	天栄村	7
	田村市	6
	南会津町	5
	南相馬市	6
	二本松市	7
	白河市	7
	本宮市	4
	飯野町	5
	磐梯町	7
	福島市	6
	矢吹町	7
	浪江町	6
茨城県	かすみがうら市	6
	つくばみらい市	6
	つくば市	6
	ひたちなか市	4
	阿見町	3
	稲敷市	3
	牛久市（茨城県南水道企業団）	4
	取手市（茨城県南水道企業団）	4
	龍ケ崎市（茨城県南水道企業団）	4
	茨城町	5
	下妻市	4
	河内町	3
	笠間市	5
	境町	4
	結城市	6

水質地域一覧

地域		設定値	地域		設定値	地域		設定値
茨城県（つづき）	古河市	4	栃木県	市貝町（芳賀中部上水道企業団）	6	埼玉県	滑川町	4
	湖北水道企業団	5		茂木町	5		寄居町	5
	五霞町	4		野木町	4		騎西町	3
	行方市	6		矢板市	7		吉見町	5
	高萩市	6	群馬県	みどり市	7		吉川市	3
	坂東市	4		みなかみ町	7		久喜市	4
	桜川市	3		安中市（碓氷上水道企業団）	7		宮代町	3
	鹿嶋市	3		伊勢崎市	6		狭山市	7
	守谷市	4		下仁田町	7		熊谷市	5
	小美玉市	4		甘楽町	6		栗橋町	5
	城里町	7		館林市	5		戸田市	5
	常総市	4		吉井町	7		幸手市	5
	常陸太田市	6		吉岡町	5		行田市	5
	常陸大宮市	5		玉村町	5		鴻巣市	4
	神栖市	3		桐生市	6		坂戸市	5
	水戸市	5		高崎市（下記以外の地域）	6		三郷市	4
	石岡市	5		高崎市（榛名町）	7		三芳町	5
	大子町	7		渋川市（下記以外の地域）	6		志木市	5
	大洗町	4		渋川市（子持村）	7		春日部市	4
	筑西市	5		渋川市（伊香保町）			所沢市	4
	潮来市	5		昭和村	7		小鹿野町	7
	土浦市	3		沼田市	6		小川町	6
	東海村	5		榛東村	6		松伏町	5
	那珂市	5		千代田町	3		菖蒲町	3
	日立市	6		前橋市（下記以外の地域）	6		上尾市	4
	八千代町	4		前橋市（粕川村）	7		上里町	5
	美浦村	3		前橋市（宮城村）			新座市	5
	鉾田市	6		草津町	7		深谷市	4
	北茨城市	6		太田市	5		神川町	5
	利根町	3		大泉町	3		杉戸町	5
栃木県	さくら市	7		中之条町	7		川越市	4
	宇都宮市	5		長野原町	6		川口市	4
	塩谷町	7		嬬恋村	7		川島町	6
	下野市	6		東吾妻町	6		草加市	4
	岩舟町	6		藤岡市	4		大利根町	4
	高根沢町	6		板倉町	4		秩父市	7
	佐野市（下記以外の地域）	6		富岡市	7		朝霞市	4
	佐野市（田沼町）	7		富士見村	6		鶴ヶ島市	5
	佐野市（葛生町）			明和町	3		都幾川、玉川水道企業団	5
	鹿沼市	6		邑楽町	3		東松山市	5
	小山市	7	埼玉県	さいたま市（緑区）	6		東秩父村	7
	上三川町	6		さいたま市（見沼区）			日高市	6
	真岡市	6		さいたま市（南区）	5		入間市	4
	壬生町	6		さいたま市（中央区）	7		白岡町	4
	西方町	7		さいたま市（浦和区）			八潮市	4
	足利市	6		さいたま市（桜区）			鳩ヶ谷市	4
	大田原市	7		さいたま市（西区）			鳩山町	4
	大平町	6		さいたま市（北区）			飯能市	7
	都賀町	7		さいたま市（大宮区）			美里町	4
	藤岡町	5		ときがわ町	5		富士見市	4
	栃木市	6		ふじみ野市	4		北川辺町	5
	那珂川町	6		伊奈町	3		北本市	5
	那須ハイランド水道	7		羽生市	3		本庄市	5
	那須烏山市	6		越生町	5		毛呂山町	5
	那須塩原市	7		越谷市	4		嵐山町	5
	那須町	6		横瀬町	7		蓮田市	3
	二宮町	6		桶川市	4		和光市	4
	日光市	7		加須市	4		鷲宮町	4
	芳賀,益子町（芳賀中部上水道企業団）	6		皆野町	6		蕨市	5

地域		設定値
千葉県	千葉市（花見川区）	4
	千葉市（稲毛区）	
	千葉市（美浜区）	
	千葉市（中央区）	
	千葉市（若葉区）	6
	千葉市（緑区）	
	いすみ市	3
	旭市	3
	一宮町	6
	印西市	4
	印旛村	4
	浦安市	5
	栄町	5
	横芝光町	5
	我孫子市	4
	鎌ケ谷市	5
	鴨川市	4
	館山市	5
	鋸南町	3
	九十九里町	5
	君津市	4
	御宿町	3
	香取市	3
	佐倉市	5
	三芳水道企業団	3
	山武市	6
	山武郡市広域水道企業団	5
	四街道市	5
	市原市	6
	芝山町	5
	酒々井町	6
	習志野市	5
	勝浦市	3
	小見川広域水道企業団	3
	松戸市	4
	神崎町	3
	成田市	6
	船橋市	5
	匝瑳市	5
	袖ケ浦市	5
	多古町	5
	大多喜町	6
	大網白里町	5
	朝夷水道企業団	3
	銚子市	3
	長生郡市広域市町村圏組	3
	長南町	5
	長柄町	5
	長門川水道企業団	4
	東金市	5
	東庄町	3
	南房総市	3
	柏市	5
	白井市	4
	白子町	5
	八街市	5
	八千代市	4
	八匝水道企業団	3
	富津市	5

地域		設定値
千葉県	富里市	5
	睦沢町	5
	本埜村	5
	茂原市	5
	木更津市	5
	野田市	4
	長生村	5
	市川市	5
	流山市	4
東京都	東京都（23区）	5
	稲城市	7
	清瀬市	5
	国立市	5
	小金井市	5
	国分寺市	5
	小平市	5
	狛江市	5
	立川市	5
	調布市	5
	新島村	7
	西東京市	5
	八王子市	5
	東久留米市	5
	東村山市	5
	日野市	5
	府中市	5
	福生市	5
	町田市	5
	三鷹市	5
	武蔵村山市	5
	武蔵野市	6
	昭島市	6
	羽村市	7
	大島町	3
	奥多摩町	7
	八丈町	3
神奈川県	川崎市（麻生区）	6
	川崎市（宮前区）	
	川崎市（高津区）	
	川崎市（幸区）	
	川崎市（川崎区）	
	川崎市（多摩区）	5
	川崎市（中原区）	
	横浜市（保土ヶ谷区）	6
	横浜市（西区）	
	横浜市（中区）	
	横浜市（磯子区）	
	横浜市（鶴見区）	
	横浜市（港南区）	
	横浜市（港北区）	
	横浜市（都筑区）	
	横浜市（戸塚区）	
	横浜市（栄区）	
	横浜市（泉区）	
	横浜市（緑区）	7
	横浜市（青葉区）	
	横浜市（瀬谷区）	
	横須賀市	6
	松田町	6

地域		設定値
神奈川県	真鶴町	7
	小田原市	6
	三浦市	4
	湯河原町	7
	座間市	4
	南足柄市	7
	山北町	5
	愛川町	7
	秦野市	6
	中井町	6
	開成町	7
	大井町	7
	箱根町	6
	津久井町	7
	厚木市	5
	綾瀬市	5
	伊勢原市	5
	海老名市	5
	鎌倉市	5
	寒川町	5
	相模原市	5
	逗子市	5
	茅ヶ崎市	5
	大磯町	5
	二宮町	5
	平塚市	5
	藤沢市	5
	葉山町	5
	大和市	5
新潟県	阿賀町	6
	阿賀野市	6
	越路町	5
	燕市	5
	加茂市	6
	関川村	5
	企業課	5
	魚沼市	5
	見附市	5
	五泉市	5
	荒川町	6
	佐渡市	5
	三条市	6
	糸魚川市（下記以外の地域）	5
	糸魚川市（青海町）	7
	十日町市	6
	小千谷市	5
	上越市	5
	新潟市	5
	新潟東港臨海水道企業団	5
	新発田市	6
	神林村	5
	聖籠町	6
	村上市	5
	胎内市	6
	朝日村	6
	長岡市	6
	田上町	5
	湯沢町	7
	南魚沼市	6

水質地域一覧

地域		設定値	地域		設定値	地域		設定値
新潟県（つづき）	柏崎市	4	山梨県	市川三郷町	6	長野県	南箕輪村	7
	妙高市	6		上野原市	7		波田町	7
	弥彦村	5		増穂町	6		白馬村	7
				大月市	6		飯綱町	7
富山県	滑川市	7		中央市	6		飯山市	6
	魚津市	7		笛吹市	7		飯田市	7
	高岡市	6		都留市	7		飯島町	7
	黒部市	7		南アルプス市（若草）	6		富士見町	7
	射水上水道企業団	6		南アルプス市（野呂川）	7		箕輪町	7
	舟橋村	7		韮崎市	7		木曽町	7
	小矢部市	5		忍野村	7		木島平村	7
	上市町	7		富士河口湖町	7		野沢温泉村	7
	砺波市	7		富士吉田市	7		立科町	7
	南砺市	6	長野県	（株）八ヶ岳高原ロッジ	7		蓼科ビレッジ	7
	氷見市	5		阿南町	5	岐阜県	安八町	7
	富山市	7		安曇野市	7		羽島市	7
	射水市	5		伊那市	7		下呂市	7
	立山町	6		塩尻市	7		可児市	7
石川県	かほく市	5		岡谷市	7		海津市	7
	羽咋市	5		下諏訪町	7		各務原市	6
	加賀市	6		茅野市	7		笠松町	6
	金沢市	6		宮田村	7		関ヶ原町	6
	穴水町	5		喬木村	5		関市	7
	志賀町	4		駒ヶ根市	7		岐南町	6
	七尾市	6		軽井沢町	6		岐阜市	7
	珠洲市	4		原村	7		郡上市	7
	小松市	6		高山村	7		恵那市	7
	中能登町	5		高森町	7		御嵩町	7
	津幡町	6		佐久市	7		高山市	5
	内灘町	6		坂城町	5		坂祝町	7
	能登町	5		三井の森	7		山県市	7
	能美市	6		山ノ内町	7		神戸町	7
	白山市	5		山形村	7		垂井町	6
	宝達志水町	6		鹿島リゾート（株）	7		瑞穂市	7
	野々市町	5		小海町	7		瑞浪市	7
	輪島市	4		小諸市	7		川辺町	7
福井県	あわら市	6		小布施町	4		多治見市	7
	芦原温泉上水道財産区	4		松川村	7		大垣市	7
	永平寺町	6		松川町	7		大野町	7
	越前市	6		松本市（下記以外の地域）	5		池田町	7
	越前町	5		松本市（梓川村）	7		中津川市	7
	高浜町	5		松本市（四賀村）			土岐市	7
	坂井市（下記以外の地域）	6		上田市（下記以外の地域）	6		八百津町	7
	坂井市（丸岡町）	7		上田市（真田町）	7		飛騨市	7
	鯖江市	5		信濃町	6		美濃加茂市	7
	若狭町	6		諏訪市	7		美濃市	7
	勝山市	7		須坂市	7		富加町	7
	小浜市	6		千曲市	6		北方町	7
	大野市	6		大町市	7		本巣市	7
	敦賀市	6		辰野町	7		揖斐川町	7
	美浜町	5		池田町	5		養老町	7
	福井市	6		中川村	7		輪之内町	7
山梨県	鰍沢町	7		中野市（下記以外の地域）	4	静岡県	静岡市	7
	甲州市（下記以外の地域）	6		中野市（豊田村）	7		伊東市	6
	甲州市（勝沼町）	7		長野市（下記以外の地域）	6		伊豆センチュリーパーク	6
	甲斐市（下記以外の地域）	5		長野市（豊野村）	3		伊豆の国市	6
	甲斐市（双葉町）	7		東急蓼科高原	7		伊豆急行株式会社	7
	甲斐市（竜王町）			東御市	7		伊豆市	6
	山梨市	6		東洋観光	7		岡部町	6

地域		設定値
静岡県（つづき）	下田市	5
	河津町	6
	掛川市（下記以外の地域）	6
	掛川市（大東町）	7
	菊川市	7
	吉田町	6
	湖西市	5
	御前崎市	7
	御殿場市	6
	三島市	7
	芝川町	7
	小山町	7
	松崎町	5
	沼津市	6
	焼津市	6
	新居町	6
	森町	6
	裾野市	7
	西伊豆町	6
	袋井市	6
	大井上水道企業団	6
	大井川町	7
	長泉町	6
	島田市	7
	東伊豆町	6
	藤枝市	6
	南伊豆町	5
	熱海市	7
	函南町	6
	磐田市	6
	浜松市	6
	富士宮市	7
	富士市	7
	富士川町	6
	牧之原市	7
	由比町	7
愛知県	名古屋市（中川区）	6
	名古屋市（熱田区）	
	名古屋市（中区）	
	名古屋市（東区）	
	名古屋市（北区）	
	名古屋市（西区）	
	名古屋市（中村区）	
	名古屋市（清須市）	
	名古屋市（大治町）	
	名古屋市（甚目寺町）	
	名古屋市（守山区）	7
	名古屋市（千種区）	
	名古屋市（名東区）	
	名古屋市（昭和区）	
	名古屋市（天白区）	
	名古屋市（瑞穂区）	
	名古屋市（南区）	
	名古屋市（港区）	
	名古屋市（緑区）	
	阿久比町	6
	愛西市	6
	愛知中部水道企業団	6
	安城市	6

地域		設定値
愛知県	一宮市	6
	稲沢市	7
	岡崎市	6
	音羽町	6
	海部南部水道企業団	6
	蟹江町	6
	蒲郡市	6
	刈谷市	6
	岩倉市	5
	犬山市	6
	御津町	6
	幸田町	5
	江南市	6
	高浜市	7
	三好町	7
	七宝町	6
	春日井市	6
	春日町	5
	小坂井町	6
	小牧市	6
	常滑市	6
	新城市	7
	瀬戸市	6
	清須市	6
	西春日井郡東部（企）	5
	西尾市	6
	大府市	6
	丹羽広域事務組合	5
	知多市	6
	知立市	6
	長久手町	5
	津島市	6
	田原市	7
	東浦町	6
	東海市	6
	東郷町	5
	南知多町	6
	日進市	7
	半田市	6
	尾張旭市	6
	美浜町	6
	美和町	7
	武豊町	6
	碧南市	6
	豊橋市	6
	豊川市	6
	豊田市	7
	豊明市	5
	北名古屋市	5
	弥富市	7
三重県	いなべ市（下記以外の地域）	6
	いなべ市（藤原）	7
	いなべ市（北勢）	
	伊賀市	6
	伊勢市	5
	紀宝町	7
	紀北町	7
	亀山市	6
	玉城町	7

地域		設定値
三重県	熊野市	6
	桑名市（下記以外の地域）	6
	桑名市（多度町）	7
	菰野町	7
	御浜町	6
	四日市市	6
	志摩市	6
	松阪市	6
	川越町	6
	多気町（下記以外の地域）	6
	多気町（勢和村）	7
	朝日町	6
	鳥羽市	6
	津市	6
	東員町	6
	南伊勢町	6
	尾鷲市	7
	名張市	6
	明和町	6
	木曽岬町	6
滋賀県	愛荘町	7
	愛知郡広域行政組合	5
	安土町	4
	近江八幡市	5
	栗東市	4
	湖南市	6
	甲賀市	6
	甲良町	6
	高月町	6
	高島市	6
	守山市	4
	草津市	5
	多賀町	6
	大津市	5
	長浜水道企業団	5
	長浜市	7
	東近江市	5
	日野町	5
	彦根市	6
	米原市	7
	木之本町	5
	野洲市	4
	竜王町	7
京都府	京都市	5
	井手町	6
	宇治市	6
	宇治田原町	5
	木津川市	4
	亀岡市	6
	久御山町	5
	宮津市	6
	京丹後市	3
	京田辺市	6
	向日市	4
	城陽市	6
	精華町	6
	大山崎町	5
	長岡京市	4
	八幡市	6

水質地域一覧

地域		設定値	地域		設定値	地域		設定値
京都府（つづき）	南丹市（下記以外の地域）	6	兵庫県	佐用町	6	奈良県	大和高田市	6
	南丹市（園部町）	7		三田市	6		天理市	5
	舞鶴市	6		三木市	5		田原本町	3
	福知山市	6		市川町	6		奈良市	5
	与謝野町	5		宍粟市	5		斑鳩町	3
				篠山市	4		平群町	4
大阪府	大阪市	5		洲本市	5		明日香村	5
	堺市	5		小野市	5	和歌山県	かつらぎ町	6
	茨木市	5		上郡町	6		すさみ町	6
	羽曳野市	3		新温泉町（浜坂町）	5		みなべ町	3
	河内長野市	6		新温泉町（上記以外の地域）	7		海南市	5
	河南町	4		神河町	6		岩手市	5
	貝塚市	6		西宮市（南部）	6		紀の川市	6
	岸和田市	5		西宮市（北部）	5		紀美野町	5
	熊取町	4		西播磨水道企業団	5		橋本市	6
	交野市	5		西脇市	5		串本町	6
	高石市	5		赤穂市（南部）	5		御坊市	6
	高槻市	3		赤穂市（北部）	5		高野町	7
	阪南市	5		川西市	4		上富田町	7
	四條畷市	4		相生市	5		新宮市	7
	守口市	5		多可町	6		田辺市	6
	松原市	5		太子町	4		湯浅町	6
	寝屋川市	5		丹波市	5		那智勝浦町	5
	吹田市	5		淡路市	4		白浜町	6
	摂津市	4		猪名川町	6		美浜町	5
	千早赤阪村	6		朝来市	7		有田市	6
	泉佐野市	5		南あわじ市	4		有田川町	6
	泉大津市	4		尼崎市	5		由良町	4
	泉南市	5		播磨興産（株）	6		和歌山市	5
	太子町	5		播磨高原広域事務組合	3	鳥取県	岩美町	5
	大阪狭山市	4		播磨町	4		境港市	5
	大阪市	5		姫路市（下記以外の地域）	5		琴浦町	4
	池田市	4		姫路市（夢前町）	7		三朝町	6
	忠岡町	5		福崎町	6		倉吉市	6
	田尻町	5		宝塚市	5		大山町	5
	島本町	5		豊岡市	6		智頭町	6
	東大阪市	5		明石市	4		鳥取市	6
	藤井寺市	4		養父市	6		湯梨浜町	5
	柏原市	3	奈良県	安堵町	3		南部町	5
	八尾市	5		宇陀市	6		日吉津村	5
	富田林市	5		王寺町	3		日南町	7
	豊中市	5		下市町	6		伯耆町	5
	豊能町	4		河合町	3		米子市	4
	枚方市	5		橿原市	6		北栄町	4
	箕面市	5		葛城市	5	島根県	安来市	5
	岬町	5		吉野町	7		隠岐の島町	4
	門真市	5		五條市	6		雲南市	4
	大東市	5		御所市	4		益田市	5
	和泉市	5		広陵町	3		江津市	5
兵庫県	神戸市	6		香芝市	6		出雲市	5
	たつの市	5		高取町	5		松江市	5
	芦屋市	5		桜井市	6		松江鹿島水道企業団	5
	伊丹市	4		三郷町	5		大田市	4
	稲美町	5		三宅町	5		知夫村	7
	加古川市	4		上牧町	6		津和野町	6
	加西市	5		生駒市	6		東出雲町	5
	加東市	5		川西町	5		飯南町	7
	香美町	5		大淀町	6		斐川町宍道町水道企業団	5
	高砂市	4		大和郡山市	4		美郷町	5

地域		設定値
島根県（つづき）	浜田市	5
	木次三刀屋水道企業団	5
岡山県	井原市	6
	岡山市	6
	笠岡市	5
	吉備高原水道企業団	5
	吉備中央町	5
	久米南町	5
	鏡野町	6
	玉野市	5
	高梁市	6
	勝央町	5
	新見市	6
	真庭市	6
	瀬戸内市	6
	赤磐市	5
	浅口市	6
	倉敷市	6
	早島町	6
	総社市	6
	津山市	6
	東備水道企業団	6
	奈義町	5
	備前市	5
	美作市	6
	矢掛町	5
	邑久牛窓水道企業団	5
	里庄町	5
	和気町	6
広島県	広島市（中区）	6
	広島市（安佐南区）	
	広島市（安佐北区）	
	広島市（東区）	
	広島市（西区）	
	広島市（安芸区）	
	広島市（佐伯区）	7
	安芸高田市	6
	海田町	5
	熊野町	6
	呉市	6
	江能広域事務組合	6
	坂町	6
	三原市	5
	三次市	6
	庄原市	6
	大竹市	7
	竹原市	6
	東広島市	6
	廿日市市	6
	尾道市	6
	府中市	5
	府中町	6
	福山市	4
	北広島町	6
山口県	宇部市	5
	下関市	4
	下松市	6
	岩国市	6

地域		設定値
山口県	光市	6
	山口市	5
	山陽小野田市	5
	周南市	6
	長門市	6
	田布施・平生水道企業団	4
	田布施町	4
	萩市	6
	美祢市	5
	平生町	7
	防府市	6
	柳井市	7
徳島県	つるぎ町	7
	阿南市	7
	阿波市	6
	海陽町	7
	吉野川市	6
	三好市	7
	勝浦町	5
	小松島市	7
	松茂町	5
	上板町	5
	石井町	6
	東みよし町	7
	徳島市	6
	板野町	7
	美波町	7
	美馬市	7
	北島町	5
	牟岐町	6
	鳴門市	5
	藍住町	3
香川県	さぬき市	6
	まんのう町	6
	綾川町	5
	宇多津町	6
	観音寺市	6
	丸亀市	6
	琴平町	5
	高松市（下記以外の地域）	5
	高松市（国分寺町）	7
	高松市（香南町）	
	坂出市	6
	三豊市	7
	多度津町	5
	三木町	5
	小豆島町	5
	善通寺市	5
	直島町	6
	土庄町	4
	東かがわ市	6
愛媛県	愛南町	6
	伊方町	4
	伊予市	5
	宇和島市（下記以外の地域）	6
	宇和島市（三間町）	7
	越智諸島上水道企業団	5
	鬼北町	6

地域		設定値
愛媛県	今治市（下記以外の地域）	6
	今治市（玉川町）	7
	四国中央市	6
	松山市	6
	松前町	5
	上島上水道企業団	6
	上島町	5
	新居浜市	6
	西条市	6
	西予市	6
	大洲市	6
	砥部町	5
	銅山川上水道企業団	7
	内子町	6
	南宇和上水道企業団	6
	八幡浜市	6
高知県	いの町	7
	安芸市	7
	越知町	7
	香南市（下記以外の地域）	7
	香南市（香我美町）	6
	高知市	7
	黒潮町	6
	佐川町	7
	四万十市	7
	四万十町	7
	室戸市	6
	宿毛市	6
	春野町	3
	須崎市	7
	土佐市	7
	土佐清水市	6
	南国市	6
福岡県	北九州市（若松区）	5
	北九州市（八幡西区）	
	北九州市（小倉北区）	
	北九州市（門司区）	
	北九州市（八幡東区）	4
	北九州市（戸畑区）	
	北九州市（小倉南区）	6
	福岡市（東区）	4
	福岡市（中央区）	5
	福岡市（早良区）	6
	福岡市（南区）	
	福岡市（城南区）	
	福岡市（西区）	
	福岡市（博多区）	
	みやこ町	6
	芦屋町	5
	鞍手町	5
	宇美町	6
	岡垣町	5
	嘉麻市	6
	苅田町	6
	吉富町	6
	久山町	6
	久留米市	5
	宮若市	6
	桂川町	6

水質地域一覧

地域		設定値	地域		設定値	地域		設定値
福岡県（つづき）	古賀市	4	佐賀県	武雄市	5	大分県	日出町	6
	広川町	5		有田町	6		日田市	6
	行橋市	6	長崎県	壱岐市	3		別府市	7
	香春町	6		雲仙市	6		豊後高田市	6
	みやま市	6		五島市	4		豊後大野市	6
	三井水道企業団	5		江迎町	5		由布市	7
	志摩町	3		佐々町	5	宮崎県	えびの市	7
	志免町	5		佐世保市	6		綾町	7
	糸田町	6		時津町	4		一ツ瀬川営農飲雑用水企	7
	篠栗町	5		松浦市	5		延岡市	7
	宗像市	3		西海市	5		宮崎市	6
	春日市	6		川棚町	5		串間市	6
	春日那珂川水道企業団	6		対馬市	6		高原町	7
	小郡市	5		大村市	6		高千穂町	6
	小竹町	4		長崎市	5		高鍋町	6
	新宮町	4		長与町	5		国富町	7
	須恵町	5		島原市	6		三股町	7
	水巻町	5		南島原市	6		小林市	6
	川崎町	6		波佐見町	6		新富町	7
	前原市	5		平戸市	4		清武町	6
	太宰府市	5		諫早市	5		西都市	7
	大川市	5	熊本県	あさぎり町	7		川南町	6
	大刀洗町	5		阿蘇市	7		都城市	6
	大任町	6		芦北町	6		都農町	7
	大牟田市	5		宇城市	4		南郷町	6
	大木町	5		宇土市	3		日向市	7
	大野城市	5		益城町	6		日南市	6
	築上町	6		菊池市	6	鹿児島県	いちき串木野市	5
	筑後市	4		玉名市	6		さつま町	6
	筑紫野市	6		熊本市	6		阿久根市	6
	中間市	4		御船町	6		姶良町	4
	朝倉市	6		甲佐町	7		伊仙町	3
	直方市	5		荒尾市	5		奄美市	4
	添田町	6		合志市	6		屋久町	7
	田川市	5		山鹿市	6		加治木町	5
	那珂川町	5		山都町	7		蒲生町	6
	二丈町	4		小国町	6		肝付町	6
	粕屋町	5		上天草市	5		薩摩川内市（川内市）	6
	八女市	5		人吉市	6		薩摩川内市（上記以外の地域）	7
	飯塚市	4		水俣市	6		志布志市	5
	福智町	6		多良木町	7		指宿市	5
	福津市	3		大津町	5		鹿屋市	6
	豊前市	5		長洲町	3		鹿児島市	4
	柳川市	5		天草市	5		出水市	6
佐賀県	伊万里市	5		湯前町	7		垂水市	5
	嬉野市（下記以外の地域）	6		南阿蘇村	6		瀬戸内町	5
	嬉野市（嬉野町）	7		八代郡生活環境事務組合	7		西之表市	4
	玄海町	4		八代市	7		川辺町	5
	江北町	5	大分県	宇佐市	5		曽於市	6
	佐賀市	6		臼杵市（下記以外の地域）	6		大口市	7
	鹿島市	6		臼杵市（野津町）	7		大崎町	6
	小城市	6		杵築市（下記以外の地域）	5		知名町	3
	西佐賀水道企業団	5		杵築市（山香町）	7		中種子町	4
	多久市	6		玖珠町	7		徳之島町	3
	太良町	5		佐伯市	6		南さつま市	3
	大町町	5		大分市	6		日置市	6
	鳥栖市	4		竹田市	7		菱刈町	7
	唐津市	5		中津市	6		枕崎市	3
	白石町	5		津久見市	6		霧島市	6

地域		設定値	地域		設定値	地域		設定値
鹿児島県	湧水町	6						
（つづき）	与論町	4						
	和泊町	3						
沖縄県	うるま市	3						
	伊江村	3						
	浦添市	3						
	沖縄市	3						
	恩納村	4						
	嘉手納町	4						
	宜野座村	3						
	宜野湾市	3						
	久米島町	3						
	宮古島市	3						
	金武町	3						
	国頭村	5						
	今帰仁村	5						
	糸満市	4						
	西原町	3						
	石垣市	4						
	大宜味村	5						
	中城村	3						
	東村	5						
	読谷村	4						
	那覇市	3						
	南城市	4						
	南部水道企業団	4						
	南風原町	5						
	八重瀬町	5						
	豊見城市	4						
	北谷町	3						
	北中城村	3						
	本部町	4						
	名護市	3						
	与那原町	4						
	与那国町	5						

お客さまメモ

お買いあげの際に記入しておきますと、修理などを依頼される時便利です。

品番	
据付年月日	年　月　日
お買いあげ販売店名	電話番号　（　）